

FIT制度への的確対応を！ 木質バイオマス認定事業者セミナー2025（報告書）

1. 目的：平成24年7月より「再生可能エネルギーの固定買取制度」(FIT制度)が施行され、本会では林野庁ガイドラインに準拠し「自主行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、「関連組合員」の業務円滑化に対応してきた。近年では、木質バイオマスのライフサイクルGHGに対応するため、令和6年4月に林野庁ガイドラインが改正され、令和7年4月に県木連要領を改正した。本研修会では、認定事業者の責務を再確認するとともに、要領改正後の認定制度の的確運用について理解促進をはかった。

2. 日時・会場：令和7年11月20日（火）14:00～15:30
ふじさんめっせ 小会議室（富士市柳島189-8）

3. 参加者：合計65名

4. 内容：司会／静岡県木材協同組合連合会 新木信吾

主催者挨拶

静岡県木材協同組合連合会 専務理事 藤崎公一郎（14:00～14:05）

今回のセミナーは、例年お伝えしている制度運用の基本的なルールに加え、令和7年4月に改正した県木連要領に基づく「ライフサイクルGHGに係る情報伝達の実務」について説明する。GHG情報の伝達は、令和8年1月より適用開始となるため、認定事業者は、研修の内容をよくご理解いただき、適切な運用に務めていただきたい。

講座①：「発電利用に供する木質バイオマスの証明」における事業者認定制度の運用について
(資料講座①) 説明／静岡県木材協同組合連合会 業務課長 新木信吾（14:05～14:40）

- FIT制度により、電力会社が発電所から買い取る電気は「固定価格」で買い取りされ、最終的に、すべての電気利用者が「再生エネルギー賦課金」として負担する仕組みとなっている。このため、調達価格区分に応じた分別管理や書類管理、証明書の発行等について、適切かつ厳格な運用が求められる。
- 木質バイオマス燃料はその由来によって、①「間伐材等由来の木質バイオマス」、②「一般木質バイオマス」、③「その他のバイオマス」の3つに区分される。県木連要領に基づく証明制度の適用範囲は、①と②である。また、区分については、資料(スライド番号6)「判断フロー」を参考に、まずは、廃棄物に該当するか否かを判断してもらいたい。
- 伐採から、加工・流通の各段階における、切れ目のない証明書の発行（連鎖）によって、証明された由来区分燃料材として取り扱いが、発電所において可能になる。
- 証明書発行のポイントは、「証明書を発行するのは実際に分別管理を行う事業者であること」および「納入ごとに証明が必要であること」である。
- 証明書は整理のうえ、最低5年間は保管が必要であり、電子保管も可能である。
- 分別管理のポイントは表示看板の設置を行う等、第3者からみて、分別管理されていることが明らかな状態にしておくことである。
- 県木連要領の改正により「変更届」に関する条項を追加した。これにより、令和8年1月以降の「配置状況およびフロー図、管理方針」の変更については、認定申請書を再度提出し、審査委員会の審査により変更の可否を決定することとし、変更に係る認定手数料がかかることになったため、留意していただきたい。



講 座 ② :「発電利用に供する木質バイオマスの証明」におけるGHG情報の伝達について
(資料講座②) 説明／静岡県木材協同組合連合会 専務理事 藤崎公一郎 (14:45 ~ 15:30)

- 令和6年に林野庁ガイドラインが改正され、GHG基準が適用される木質バイオマス発電所に対し木質バイオマスを供給する素材生産業者、チップ製造業者、ペレット製造業者等は、証明書にGHG関連情報（原料区分、トラック最大積載量、輸送距離等）を追記することになった。これを受け、県木連要領を令和7年4月に改正し、GHG情報伝達に関するルールを規定した。新要領の適用開始時期は、令和8年1月からである。
 - GHG基準が適用される木質バイオマス発電所は、「令和4(2022)年度以降の新規案件・FIIT/FIP制度の1,000kW以上の事業計画認定された発電所」および「令和3(2021)年度までの既認定案件・1,000kW以上であって令和4(2022)年度以降に燃料調達計画変更の認定を受けた発電所」である。GHG情報伝達にあたっては、発電所の要件を確認し、情報を記載するか省略するかを判断すること。
 - 具体的な伝達情報について、伐採段階では「原料区分（林地残材等、その他伐採木）・原料輸送区分（輸送方法、輸送距離）」を伝達し、加工・流通段階では「伐採段階の情報（原料区分、原料輸送区分、構成比）・加工区分（チップ加工、ペレット加工）・製品輸送区分（輸送方法、輸送距離）」を伝達する。
- ⇒ GHG情報の記載例について、「素材生産事業者・原木流通事業者の記載例」、「加工事業者・製品流通事業者の記載例」を例示し、参加者に回答を考えてもらい、講師が正解を解説した。「回答例」については、講座後アンケートと引き換えに配布した。
- 証明書の記載と分別管理の優先順位について、1位が木質バイオマスの区分（間伐等由来、一般木質、その他）、2位がGHG情報の原料区分（林地残材等、その他伐採木、製材等端材）、3位がGHG情報の原料輸送区分（輸送方法、輸送距離それぞれ別）である。原料輸送区分について、複数の輸送方法によるものを1まとめにする場合は低いトン数にまとめ、複数の輸送距離によるものを1まとめにする場合は、距離が長い方のkm数にまとめること。

5. アンケート： 対象者63名、回収率61名 (96.8%)

6. 記録画像

